

第 1 1 0 1 回教育委員会会議録

1 日 時 令和元年 7 月 2 4 日（水） 午後 3 時 0 0 分～午後 4 時 4 3 分

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 東村教育長 西野委員 南部委員 原委員 山本委員
内田教育振興監 清川学校教育幹
片柳教育政策課長 小林学校振興課長 油谷高校教育課長
鈴木課長（高校学力向上） 山本義務教育課長 塚本課長（小中学力向上）
河瀬保健体育課長

4 議 題

日程第 1 第 1 6 号議案 令和 2 年度福井県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考可否の決定について

日程第 2 第 1 7 号議案 令和元年 8 月 1 日付け教育庁および学校以外の教育機関の管理職の人事異動について

日程第 3 第 1 8 号議案 教育長辞職の同意について

5 審議事項

（１）開会宣告 午後 3 時 0 0 分

（２）会議録署名人の指名 南部委員 原委員

（３）議事要録

教育長 本日の日程第 1 第 1 6 号議案から日程第 3 第 1 8 号議案、協議報告事項の 3 から 5 については、事務執行上、公開が適当でないことから、非公開とする旨発議。

———当該議案を非公開と決する———

◎協議・報告事項

（１）上中中学校訴訟事案について

教育長 校長先生には、かなり厳しい判決となった。判決としては、従来の判例の流れに沿うものであり、福井県の特例で急に方針が変わっているものでもない。若狭町とも協議をした結果、受け入れることとなった。

損害賠償の 6 5 0 0 万については、過去に最高裁の判例が出ており、服務監督者であり設置者でもある市町に損害賠償の責任があるということになった。

また、市町の小中学校長の任命責任は県にあるのではないかという意見もあったが、それも全て排除されており、本監督の範囲内であることから若狭町が支払うことになった。

学校の先生には、修学旅行や職員会議、校外学習などの超勤四項目というものがあるが、それらについては職務命令で超過勤務にさせることができる。授業の準備や保護者との対応など、それ以外の業務については、職務命令が下りず、教員の自主的な業務ということになる。

超勤四項目以外の業務が学校で行われている場合は校長の監督下であり、それで体調を崩した場合は校長の責任が問われることになる。早く帰るようにと声かけだけでは不十分で、他の教員に業務を移したり、業務を変えたり、休ませるなどの処置をしないと安全配慮義務違反で校長の責任を果たしたことになるという判決であった。このあたりは、校長先生にとっては、たいへん厳しい判決だったように思われる。

南部委員 校長先生に対する説明会での指導のポイントは何か。

学校振興課長 学校業務改善方針に従って、月80時間の超勤を3年間かけてゼロにしていくことや年休の取得などの目標を一つ一つクリアしていったほしいと伝えていきたい。校長先生に伝えたいことは、所属の職員とよくコミュニケーションを取り、観察した上で悩みに対するケアを行ってほしいということである。

教育長 説明の中に具体的な例については入れていく。校長先生への求償については、国賠法の中で重過失がなければ求償できないとなっており、今回の裁判では校長先生の重過失までは認めていないので求償にはならないだろうと思われる。
全体の判例の流れとしては、校長個人としても求償される場合も増えてきているので、非常に厳しい時代にはなっている。

西野委員 学年主任や中間管理職の先生からの報告も大切だが、今までよりも踏み込んだ一人一人の先生に対する校長先生のアプローチがより必要になってくる。

教育長 あまり厳しくし過ぎて、校長先生の成り手がなくなるのも困る。

西野委員 校長先生が意識改革をしていかないと、現状は変わってこない。

南部委員 校長先生と一般の先生との一対一のような話に聞こえてしまうが、実際には主任や教頭先生などの中間の先生の役割が重要になってくる。

西野委員 近くで見ている先生でないと分からないこともあるので、主任などの先生から校長に直接伝わるようになると良い。

教育長 学校全体の意思の疎通というものが大切である。

原委員 新任教諭に対する指導や研修についてはどうなっているのか。

教育長 以前は1年かけて初任者の研修をしていたが、担任や部活動の顧問を担当し

ている初任者にとって負担はとても大きいものがあつた。それを、3年間に緩和してじっくり研修を受講できるようにした。

学校振興課長 新採用研修があるので、1年目から指導教員が付くことになっている。退職された校長先生などが新採用指導教員として指導しており、相談を受けたりアドバイスをしたりしている。また、校内では、先輩や同じ学年所属の先生などが、校内の指導教員として若い先生のサポートをしていく体制を取っている。1年目の先生に全ての研修をさせると負担も大きいので、福井県の場合は研修期間を3年間に延ばし、長い目で若い先生たちを育てていくシステムになっている。

教育長 判決文の20ページにあるように、この件については共産党の佐藤議員が予算特別委員会で質問をしている。上中中学校の指導教官も親心で熱心に指導していたのだろうが、その点は分からないところが多い。

原委員 新採用指導教員になる際に、研修会はあるのか。

学校振興課長 新採用指導教員を集めて、説明会や研修会を毎年行っている。

学校教育幹 学校長と新採用指導教員を集め、様々な話をしている。

原委員 上中中学校の亡くなられた先生は、新任で赴任される前に講師もされていたのだが、負担は大きいものであつたのか。

教育長 4年間講師もされていたので学校業務についてもある程度は詳しくなっていたと思われるが、やはり正規の採用になると負担は重たかつたのだろうと思う。

山本委員 今回の事件をきっかけにして、同じ事が繰り返されないように、過重な業務に対する先生方の声を聞き取りやすくなると良いのだが。

教育長 やはり1年目の先生は、なかなか意見を言えない状況があるのだろうと思う。そこを校長先生がしっかり見とれるようにならないといけない。

学校振興課長 若い先生はいろいろな悩みを抱えているので、県ではメンタルケア相談員を2名お願いしており、先生方の相談に乗れるような環境整備を進めている。メンタルケア相談員からの現状報告を受け、気になる新採用の教員がいた場合、その情報を現場や市町教委、教育総合研究所などと話を進めながら、若い先生をみんなで助けていこうとする体制を作っていきたい。

(2) 不登校児童生徒自立支援応援事業について

西野委員 現在の不登校児童の現状は、昔とは違ってきている。家庭の事情や養育スタイルなどで登校させるための親の役割を果たさないことで生じる不登校が増えている。親に問題がある場合に、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーだと専門的な知識もあるので対応できると思うが、退職教員等だと対応が難し

くトラブルも起こりやすくなるのではないか。家庭訪問支援員に対する指導研修や情報提供等はどうなっているのか。

義務教育課長 確かに家庭に係る状況で欠席している件数は増えている。小学校で、平成27年度は53件であったが平成29年度は89件に増加している。家庭訪問支援員に任せるのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談担当の教員の中に家庭訪問支援員も加わり、必ず情報を共有しながら対応の方法や担当者を考えていく。状況については、今後各市町から情報が入ってくると思うので報告させていただく。

教育長 これまで新規の不登校を増やさないように努力してきた結果、件数も30件近く減少してきた。しかし、長期の不登校がなかなか減らないので、良い人材を探してこの制度で減少するようにしていきたい。

不登校は中学生になると急増するのだが、小学校6年間で欠席累計30日以上の児童が中学校では高い確率で不登校になってしまう。そのような事例に対しては、これまでしっかり対応してきたのだが、長期的な不登校になった場合の対処があまりできていなかった。

若い先生は、担任や部活動の顧問などにより、なかなか不登校の問題にじっくり取り組むことが難しくなっている。その分を何とかこの制度で支援できると良いと考えている。成功した例がいくつか増えていくと、さらに良くなっていくと思う。

西野委員 成功した例、失敗した例、様々な情報を集めて全体で共有し、より良い制度になってほしい。

南部委員 支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、常時どこにいいのか。

義務教育課長 スクールカウンセラーについては、それぞれのカウンセラーによって場所と時間が決められており、中学校については毎週必ず一回は行くように配置している。スクールカウンセラーは92名いるが、毎日学校にいるわけではない。決められた曜日、時間に各学校に行っており、計画と報告について必ず提出してもらっている。

学校教育幹 カウンセラーにもよるが、普段は病院にもカウンセラーとして勤務していて、空いている時間にスクールカウンセラーとして働いている人もいる。別の仕事もしており、仕事が終わってから放課後に学校に行く場合もある。常駐しているのではなく、夕方に学校で保護者の対応や子供の相談を聞いたりしている。

義務教育課長 スクールソーシャルワーカーについては、26名のうち市町に19名を配置している。その19名については、決められた時間に学校に行ったり、要望に応じて学校に行ったりするなど、配置については市町が考えている。残りの7名は教育総合研究所等に配置しており、要請に応じて各学校に行っている。

家庭訪問支援員は今から募集をかけるのだが、各市町で支援員を探してもらい、実際に動いてもらうことになる。

教育長 スクールカウンセラーについて常勤化すべきだという意見もあるが、そこまでの予算が国の方でも措置できない状況である。大学で非常勤として働いていた人でスクールカウンセラーをする人も多い。福井県では、なかなか資格を持っている人がいないので、急に増やすことができない。今後、上手く進めていくために、教育委員からも意見をいただきたい。

(3) 全国学力・学習状況調査の結果について

(4) 平成31年3月学校卒業者の進路実態調査結果について

(5) 文部科学大臣表彰の推薦について

- ・ 地方教育行政功労者表彰
- ・ 教育者表彰
- ・ 生涯スポーツ優良団体表彰
- ・ 学校保健、学校安全および学校給食表彰

教育長 日程第1、第16号議案を議題

学校振興課長 資料に基づき説明

教育長 第16号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第2、第17号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第17号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第3、第18号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育政策課長 第18号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 本日の会議の終了を宣言

6 閉会宣言 午後 4 時 4 3 分